

広島県訓令第一号

本 庁
地 方 機 関

公用文に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和五年一月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

公用文に関する規程の一部を改正する訓令

公用文に関する規程（昭和五十七年広島県訓令第一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
改正する。

		改正後				改正前			
三 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	「 」	かぎ	引用する語句若しくは文又は特に示す必要がある語句を表す場合に用いる。 かぎの中に、更にかぎを用いる場合にも、そのまま重ねて用いる。	「 」	かぎ	引用する語句若しくは文又は特に示す必要がある語句を表す場合に用いる。	『 』	ふたえ かぎ	かぎの中で、更にかぎを用いるときに用いる。
三 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	（ ）	かっこ	一つの語句又は文の後に注記を加える場合、見出しを囲む場合などに用いる。 括弧の中に、更にかぎを用いる場合にも、そのまま重ねて用いる。	（ ）	かっこ	一つの語句又は文の後に注記を加える場合、見出しを囲む場合などに用いる。	〔 〕	そでか か	括弧の中で、更にかぎを用いるときに用いる。
第七 条 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	、	コンマ	数の桁を示す場合に用いる。 (左横書きのものに限る。)	、	コンマ	言葉の切れ続きを明らかにする必要があるところに用いる。 (左横書きのものに限る。) 数の桁を示す場合に用いる。 (左横書きのものに限る。)	、	てん 読点	言葉の切れ続きを明らかにする必要があるところに用いる。 (縦書きのものに限る。) 数の桁を示す場合に用いる。 (縦書きのものに限る。)
第七 条 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	、	てん 読点	言葉の切れ続きを明らかにする必要があるところに用いる。 数の桁を示す場合に用いる。 (縦書きのものに限る。)	、	てん 読点	言葉の切れ続きを明らかにする必要があるところに用いる。 (縦書きのものに限る。) 数の桁を示す場合に用いる。 (縦書きのものに限る。)	、	てん 読点	言葉の切れ続きを明らかにする必要があるところに用いる。 (縦書きのものに限る。) 数の桁を示す場合に用いる。 (縦書きのものに限る。)

別記様式第一号中「平成・年・月・日」を「令和・年・月・日」に、「昭和

「平成・年・月・日」
「令和・年・月・日」

・年広島県条例第・号」を「令和・年広島県条例第・号」に、「平成・年広島県条例第・号」を「令和・年広島県条例第・号」に、「平成・年広島県告示第・号」を「令和・年広島県告示第・号」に改める。

別記様式第二号中「平成・年・月・日」を「令和・年・月・日」に、「長門・市・田・田」を「長門・市・田・田」に改める。

別記様式第三号中「長門・市・田・田」を「長門・市・田・田」に、「二 発信者名は、ほぼ中央から書き出し、公印を、発信者名の終わりの字に掛からないように幾分空け、かつ、印影の右端を本文の右端から一字分空けて押印できるような字間を適当に空けて記載する。ただし、公印を省略するものは、発信者名の最終字が本文の右端から一字分空くよう字間を適当に空けて記載する。」を「二 発信者名の最終字が本文の右端から一字分空くよう字間を適当に空けて記載する。ただし、公印を押印するものは、発信者名をほぼ中央から書き出し、公印の印影が発信者名の最終字に掛からないよう、かつ、印影の右端が本文の右端から一字分空くこととなるよう字間を適当に空けて記載する。」に改める。

別記様式第四号中「平成・年・月・日」を「令和・年・月・日」に、「長門・市・田・田」を「長門・市・田・田」に、「平成・年・月・日提出」を「令和・年・月・日提出」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年五月一日から施行する。